

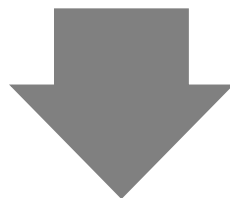
教育・保育の提供区域の設定について

1. 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとしている。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。



○ 「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、
「教育・保育提供区域を設定」

2. 交野市における教育・保育提供区域について

■第2期交野市子ども・子育て支援事業計画における教育・保育提供区域（案）

分類	施設・事業名		区域
教育・保育	教育・保育施設	幼稚園、保育所（園）、認定こども園	2区域 (一・二中校区) (三・四中校区)
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
地域子ども・子育て支援事業	①地域子育て支援拠点事業 ②一時預かり事業 ③時間外保育事業		
	④利用者支援事業 ⑤妊婦健康診査事業 ⑥こにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業） ⑦養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ⑧子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ） ⑨子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） ⑩病児・病後児保育事業 ⑪放課後児童健全育成事業		1区域 (市全域)